

パナマ内政・外交（2020年3月定期報告）

【ポイント】

○13日、新型コロナウイルスの国内での感染拡大を受け、コルティソ大統領は国家非常事態を宣言、経済への影響を最小限に抑えるための経済措置等を盛り込んだ、コロナウイルス拡散防止措置の強化方針を発表した。

○19日、コルティソ大統領は、22日午後11時59分より、30日間、パナマ発着の全ての国際線を停止する旨を発表した。

○30日、コルティソ大統領は、4月1日より完全外出禁止令を強化し、性別によって外出できる曜日を制限する旨を発表した。

【本文】

●内政

1 新内務大臣の任命

6日、コルティソ大統領は、ジャナイナ・テワネイ弁護士を新たに内務大臣に任命した。今般の内務大臣の任命は、コルティソ政権の8ヶ月間で3人目となる。

2 新型コロナウイルスの感染拡大を受けたパナマ政府等による主な対応

(1) 13日、コルティソ大統領は国家非常事態を宣言、経済への影響を最小限に抑えるための経済措置等を盛り込んだ、コロナウイルス拡散防止措置の強化方針を発表した。

(2) 15日、コルティソ大統領は、16日午後11時59分より、非居住者の全ての外国人のパナマへの入国禁止を発表した。

(3) 16日、保健省は、娯楽施設やスポーツ関連施設の一時閉鎖を共に、群衆が集うイベントの禁止を発表した。

(4) 18日、保健省は、午後9時から午前5時までの間、夜間外出禁止令を発出した。

(5) 19日、コルティソ大統領は、22日午後11時59分より、30日間、パナマ発着の全ての国際線を停止する旨を発表した。

(6) 19日、保健省は、パナマ県、西パナマ県及びコロン県に衛生監視網を設置し、当該県を越えて移動することを制限する旨を発表した。

(7) 19日、保健省は、20日午後11時59分より、30日間、食料、物流、医療、治安、公共サービス等以外の全ての企業の一時閉鎖を発表した。

(8) 23日、保健省は、夜間外出禁止令を午後5時から午前5時に拡大する旨政令を発出すると共に、保健に係る各種規定に違反した場合の罰金を10万

ドルに引上げる旨発表した。

(9) 24日、コルティソ大統領は、25日午前5時から完全外出禁止令を発令、必要最低限の食料品や医薬品の購入に限った外出を2時間のみ許可する旨発表した。

(10) 25日、民間航空庁は、国際便の停止に続き、国内便を停止する旨発表した。

(11) カスティジェロ国会議長は、国会関係者3名の新型コロナウイルスへの感染を受け、国会審議を一時停止する旨決定した。ただし、現在直面する公衆衛生危機や、その他重要案件に係る審議については引き続き継続。

(12) 30日、コルティソ大統領は、4月1日より完全外出禁止令を強化し、性別によって外出できる曜日を制限する旨発表した。なお、身分証末尾の数字による外出時間の管理は継続。

●外交

1 ロドリゲス・キューバ外務大臣のパナマ訪問

6日、フェレル外務大臣は、パナマを訪問したロドリゲス・キューバ外務大臣と会談し、二国間での様々なテーマにつき協議した。

2 S I C A首脳テレビ会談の実施

(1) 13日、中米統合機構(S I C A)加盟国首脳はテレビ会談を実施し、新型コロナウイルスの感染拡大への予防対策につき協議した。

(2) 本会談には、パナマ、コスタリカ、ホンジュラス、グアテマラ、ドミニカ(共)及びニカラグアより大統領、ベリーズより副首相が参加した。

(3) 本会談において、S I C A加盟国首脳は、共同声明「新型コロナウイルスに対する結束した中米地域」の発出の他に、「新型コロナウイルス及びその他急速な感染拡大が見られる感染症に対する予防・抑制・治療に係る中米域内プラン」の策定について協議した。

(了)